

## 【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p><b>☆益金に係る税金</b></p>	<p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となります。雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越す事ができます。</p> <p>弊社は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該弊社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>※所得税法は、所得を給与所得、事業所得、不動産所得など10種類に区分し、各所得について具体的にその内容を定めていますが、雑所得は他の9種類の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。</p> <p>雑所得に該当する収入（利益・損失）はすべて合算する必要があります。例えば複数の業者でFX収入（利益・損失）が発生している場合はもちろん、そのほかに外貨預金による為替差損益、公的年金（公的年金等控除額を控除後）、原稿料、講演料などがある場合も、これらすべてを合算して雑所得の計算をします。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となります。雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越す事ができます。</p> <p>弊社は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該弊社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>※所得税法は、所得を給与所得、事業所得、不動産所得など10種類に区分し、各所得について具体的にその内容を定めていますが、雑所得は他の9種類の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。</p> <p>雑所得に該当する収入（利益・損失）はすべて合算する必要があります。例えば複数の業者でFX収入（利益・損失）が発生している場合はもちろん、そのほかに外貨預金による為替差損益、公的年金（公的年金等控除額を控除後）、原稿料、講演料などがある場合も、これらすべてを合算して雑所得の計算をします。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>
<p><b>弊社の概要について</b> 4 本店所在地</p>	<p>東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト <u>16</u>階</p>	<p>東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト <u>20</u>階</p>

弊社の概要  
について  
10 沿革

年月	内容
平成 24 年 2 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 16 階に移転
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24 時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24 時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

年月	内容
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24 時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24 時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

12 連絡先

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター  
[C-NEX] TEL : 0120-952-318  
[月曜～金曜 午前 7:00～午後 11:00 (年末年始及び祝日を除く)]  
お問合せ URL : <http://www.cnex.jp/call>

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター  
[C-NEX] TEL : 0120-952-318  
[月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)]  
※2012 年 1 月 3 日より、コールセンターの受付時間が下記に変更されます。  
[月曜～金曜 午前 7:00～午後 11:00 (年末年始及び祝日を除く)]  
お問合せ URL : <http://www.cnex.jp/call>

サイバーエージェント  
FX「C-NEX」  
取引概要  
■ 取引について

取引に係る税金	雑所得（申告分離課税方式）
---------	---------------

取引に係る税金	雑所得（総合課税方式）
---------	-------------